

(陳受31第15号)

桜堤ケアハウスデイサービス通所者の人権に関する陳情

受理年月日

令和元年8月28日

陳情者

陳情の要旨

私は88歳の通所者です。関係の皆様大変お世話になり満足し感謝しております。ありがとうございます。このたび桜堤ケアハウスのデイサービスを来年度から利用できなくなる案が利用者がわからない仕方で進められていることは利用者の人権無視であり抗議いたします。通所者一同はさまざまな障害者ではありますが意思表示のできる者ばかりですが自分から動けません。桜堤ケアハウスデイサービスを人生最後のコミュニティの場として認識しており、ほかを考えるのは困難です。私の場合介護者があり、選択肢もありますが、障害者おひとりの方、高齢者世帯の利用者が多く、情報も限られていることを利用して退去を迫り民業に利用させるとはひどいです。福祉の武蔵野市でなされていることを、申し出ることのできない通所者の代弁としてここに正式に報告し、是正を求めます。私の場合介護者があり、陳情という方法が使えましたが、多くの方は方法を知らされず理解することも困難です。

以上のことに対する認識を成年後見人以外の方策で市に求める陳情といたします。